

会計年度任用職員（アイリス専門員）

採用選考案内

令和8年5月19日

渋谷区

1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき、一会計年度内を任期として任用される非常勤の地方公務員（一般職）です。

2 募集職名・職務内容

(1) 職名 アイリス専門員

(2) 職務内容

渋谷区における人権尊重、ジェンダー平等を推進するための各種業務

- ・渋谷インクルーシブシティセンターセンター<アイリス>の管理運営等
- ・人権尊重、ジェンダー平等推進事業の企画・運営等

3 採用予定数

若干名

4 受験資格

人権尊重、ジェンダー平等推進に関して見識のある人

なお、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。

【参考】 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

5 選考日程及び選考方法

申込受付期間	令和8年5月19日から令和8年6月11日 午後5時まで ※提出書類必着
第一次選考	選考申込書及び課題論文による書類選考 第一次選考合格者に対し、第二次選考の実施について通知します。
第二次選考	個人面接 第一次選考合格者を対象に実施します。面接日時は、対象者へ個別に通知します。
最終合格発表	令和8年7月上旬（予定）までに、第二次選考受験者全員へ通知します。

6 勤務条件

任用期間	令和8年8月1日から令和9年3月31日まで ※任用後、条件付採用期間があります。 ※公募によらない再度任用の制度があります。
勤務日数	週5日（火～日の中から5日、ただし休館日を除く）
勤務時間	午前8時45分から午後4時30分まで ※公務の必要に応じて超過勤務が発生する場合があります。
勤務場所	渋谷インクルーシブシティセンター<アイリス> 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町23-21 渋谷区文化総合センター大和田 8階
休日（休館日）	毎週月曜日・毎月第3日曜日、祝日の翌日、 年末年始（12月29日から1月3日まで）
報酬額	月額281,589円（地域手当相当の報酬を含む）
期末手当	6か月以上の任期がある場合に支給します。
諸手当	諸手当（地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給等）に相当する報酬を支給します。
費用弁償	通勤手当及び出張旅費を支給します。
休暇	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）等 ※任用期間、勤務日数等により取得要件や日数が異なります。
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
健康診断 厚生制度	一定の要件を満たした場合に、定期健康診断、渋谷区職員互助会加入の対象となります。
社会保険	一定の要件を満たした場合に、健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
労災保険	労働災害補償または公務災害補償の対象となります。

7 合格者の取扱い

最終合格者は、令和8年度会計年度任用職員候補者となり、令和8年8月1日以降に任用されます。

8 選考申込方法

下記のとおり、書類を窓口を持参又は簡易書留により郵送してください。

※普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いません。

※申込書は、渋谷区ホームページから印刷することができます。

提出書類	① 採用選考申込書 ※写真（縦4cm×横3cm）を貼付 ② 課題論文提出シート テーマ 渋谷区において人権尊重及びジェンダー平等を推進するために、行政が果たすべき役割と具体的な施策について （400～800字程度）
受付期間	令和8年5月19日から令和8年6月11日 午後5時まで ※提出書類必着
受付場所 問合せ先	渋谷インクルーシブシティセンター<アイリス> 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町23-21 渋谷区文化総合センター大和田 8階 電話：03-3464-3395 担当：橋本・森

9 注意事項

- (1) この選考において提出された書類は、返却しません。
- (2) この選考において区が収集する個人情報は、選考及び任用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、任用者の個人情報は人事情報として使用します。